

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

- ◇ 訓 令 許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 字の区域の変更  
字の区域の変更等  
保険医療機関の指定  
土地改良法による換地処分(二件)  
解除予定の保安林  
開発行為に関する工事の完了(二件)

## 訓 令

### 鳥取県訓令第四号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を

次のように定める。

昭和五十六年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表商工指導課の項第十九号及び第二十号中「商店街振興組合の」を「商店街振興組合連合会の」に改め、同表都市計画課の項第八号を削り、同項第九号中「」を「一四七七一 土木」に改め、同号を同項第八号とする。

附 則

この訓令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第五百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。  
 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小田地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十六年一月二十日現在の地番による。）
大字鷹狩字井古田通	大字鷹狩字井古田通のうち九六の一、九七の一、九七の二、九八の一、九八の二、九九の一、九九の二、一〇〇の三、一〇一の一、一〇一の二、一〇二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字鷹狩字甲市場尻	大字鷹狩字甲市場尻のうち二二八、一三〇の二、一三〇の三、一三一の一、一三一の二、一三一内第一、一三二、一三三の一、一三三の二、一三四、一三四の一、一三四の七、一三四の八、一三五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字鷹狩字地藏貝市	大字鷹狩字地藏貝市のうち一三六の三、一三八の三、一四三の一、一四四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字鷹狩字横屋田	大字鷹狩字横屋田のうち一五四の二の一部、一五五の一の一部、一五五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鷹狩字甲市場尻二二八、一三〇の二の一部、一

三〇の三の一部、一三一の一、一三一の二、一三一内第一、一三二、一三三の一、一三三の二、一三四、一三四の一、一三四の七、一三四の八、一三五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字鷹狩字地藏貝市一三六の三、一三八の三、一四三の一、一四四の一及びこれらと一体をなす国有地

大字鷹狩字中祖張免

大字鷹狩字中祖張免の全域、大字鷹狩字井古田通九六の一、九七の一、九七の二、九八の一、九八の二、九九の一、九九の二、一〇〇の三、一〇一の一、一〇一の二、一〇二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字鷹狩字甲市場尻一三〇の二の一部、一三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇の一と一体をなす国有地の一部並びに大字鷹狩字横屋田一五四の二の一部、一五五の一の一部、一五五の四及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第五百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による美成地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十六年一月二十日現在の地番による。)
大字美成字岩ノ 前	<p>大字美成字岩ノ前のうち三の二、三の四、五の一、七の一、一〇の一、一二の一、一四の一、一七の一、一九の一部、二〇、二一内第二の一部、二二の三、二二の五の一部、二二の一、二三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字美成字下阜	<p>大字美成字下阜焼の全域、大字美成字岩ノ前一九の一部、二〇、二一内第二の一部、二二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字美成字畑ケ田四一の一、四二の一及びこれらと一体をなす国有地、大字美成字上阜焼五三の一、五三内第一、五三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字美成字横前河原五六から五八まで、五九の四、五九の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字美成字畑ケ 田	<p>大字美成字畑ケ田のうち三四の一、三四の三から三四の七まで、三五、三五の一、三六、三六の一、三六の二、三七、三七の一、三七の二、三八、三八の一から三八の三まで、三九の一部、四一の一、四一の二の一部、四二の一、四三から四五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字美成字上阜焼四六の二の一部、四七の八及びこれらと一体をなす国有地、大字美成字上荒堀一七九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに大字美成字下荒堀一八〇の一部、一八一から一八三まで、一八四の一、一八四の二、一八五の一部、一八五第一の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字美成字上阜 焼	<p>大字美成字上阜焼のうち四六の二、四七の八、五三の一、五三の二、五三内第一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字美成字横前 河原	<p>大字美成字横前河原のうち五六から五八まで、五九の四、五九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字美成字余井 敷ノ下	<p>大字美成字余井敷ノ下のうち一八、一九の二、二二〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字美成字高下	<p>大字美成字高下のうち一五九次一、一五九の二、一六〇内第一、一六六内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字美成字上荒 堀	<p>大字美成字上荒堀のうち一七九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字美成字畑ケ田四三から四五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字美成字上阜焼四六の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字美成字余井敷ノ下一一八、一一九の二、一二〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大字美成字高下一五九次一、一五九の二、一六〇内第一、一六六内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字美成字吹出の全域並びに大字美成字下荒堀一八〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字美成字下荒 堀	<p>大字美成字下荒堀のうち一八〇から一八三まで、一八四の一、一八四の二、一八五の一部、一八五第一の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字美成字岩ノ前一四の一の一部、一七の一、二一の三、二二の一、二三の一及びこれらと一体をなす国有地、大字美成字畑ケ田三四の一、三四の三から三四の七まで、三五、三五の一、三六、三六の一、三六の二、三七、三七の一、三七の二、三八、三八の一から三八の三まで、三九の一部、四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字美成字川測一八九、一九〇の一部、一九一、一九二、一九三の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

大字美成字川淵	大字美成字川淵のうち二八九、一九〇の一部、一九一、一九二、一九三の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字美成字岩ノ前三の二、三の四、五の一、七の一、一〇の一、一二の一、一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字美成字宮田	大字美成字宮田のうち二九九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字美成字美コメン三一九の一部、三二一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二二と一体をなす国有地の一部
大字美成字美コメン	大字美成字美コメンのうち三一九の一部、三二一の一部、三二四から三二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字美成字宮田二九九の一部及びこれと一体をなす国有地
大字美成字アヤサム	大字美成字アヤサムのうち三三五の一の一部並びに三三三、三三五及び三三五の一と一体をなす国有地の一部並びに大字美成字美コメン三二四から三二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字美成字美々ホキ詰	大字美成字美々ホキ詰の全域並びに大字美成字アヤサム三三五の一の一部並びに三三四、三三五及び三三五の一と一体をなす国有地の一部
廃止する字の名称	大字美成字吹出

鳥取県告示第五百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
馬 淵 医 院	鳥取市材木町一〇六	昭和五十六年六月一日
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津二五九	"
労働福祉事業団 山陰労災病院	米子市皆生一四八〇	"
医療法人共済会 清水整形外科病 院	倉吉市宮川町二二九	昭和五十六年六月二日
山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	"
小 谷 医 院	西伯郡名和町大字御来屋 二四二一	昭和五十六年六月十日
タナカ歯科医院	鳥取市弥生町二六一	昭和五十六年六月一日
林 齒 科 医 院	鳥取市立川町二丁目一四三	"
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目二一八	"

益尾齒科医院	米子市道笑町一丁目一八	昭和五十六年六月六日
中村齒科医院	倉吉市東岩倉町二二五五	昭和五十六年六月五日
池田医院	日野郡日南町笠木一〇三六	昭和五十六年六月一日
神庭齒科医院	米子市旗ヶ崎二三三四	昭和五十六年六月八日
宮崎齒科医院	鳥取市吉成二一五	昭和五十六年六月一日

鳥取県告示第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町から同町が行う土地改良事業に係る小田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町から同町が行う土

地改良事業に係る美成地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字小谷山二七七、字下モ大畑谷山三六一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年八月十五日 鳥取県指令受都計第二百十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市小篠津町字荒神通、字川本、字川本ノ一及び字七畝畑

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町一六〇〇番地

境港市土地開発公社

理事長 安 田 貞 栄

鳥取県告示第五百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十二月二十二日 鳥取県指令受都計第三百九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市新屋町字東奥原、字三升蓋、字下広畑、字神内後、字神内及び

字上転松

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町一六〇〇番地

境港市土地開発公社

理事長 安 田 貞 栄

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】